

全 中 連 ニ ュ ー ス

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

○〒103-0015 東京都中央区日本橋3-14-1 新々会館9階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp/>>

外国人技能者支援をご利用の会員の皆様へ

技能者雇入れに関し、ご注意頂きたいポイント

当会では特定技能外国人の雇入れを行う会員企業各位に対し各種のサポートを行う「外国人受入支援」を行っており、現在では多くの会員の皆様にご利用頂いておりますが、今回改めて同支援を利用するに当たりご注意頂きたい点をご紹介します。

特定技能外国人を雇い入れる際には、「建設特定技能受入計画」の申請を国土交通省に対して行いますが、その方法はオンラインでの申請となっており、同省の「外国人就労管理システム」を利用して行います。申請した企業はその後、認定を受けることで特定技能外国人を雇い入れることが可能になりますが、その際に行う作業が外国人就労管理システムにおける「受入報告」で、入力後に一般社団法人建設技能人材機構（以下：J A C）から該当する技能者に対する受入負担金の請求が受入企業に対し行われることになります。J A Cの受入負担金の請求に関しては当会がその収納の代行を行っておりますが、ここで皆様にご注意頂きたい点が有ります。受入負担金の請求対象となる期間は外国人就労管理システム上に入力した「就労開始日」によって決まるという点です。入力した年月日が間違っていると、請求月も変わるのでご注意下さい。

また、雇入れていた外国人技能者が退職した場合には、速やかに外国人就労管理システム上で「退職報告」を入力して下さい。この報告の入力が無い場合、システム上においては現在も同一企業で継続して就労中とみなされ、その後も退職した外国人技能者に対する受入負担金の請求が発生し続けます。この様に負担金の請求に関しては外国人就労管理システムへの入力が大きく関わりますので迅速なご対応をお願い致します。

もう一点ご注意頂きたい点は、建設特定技能受入計画に添付した当会の会員証明書の証明年月日と外国人就労管理システムの受入報告の期日の整合性を図って頂くという点です。当会が証明できるのは証明年月日以降の期間となります。それ以前の就労に関しては当会としては証明できませんので、受入報告を行う際には誤った年月日を入力しないよう、今一度当会発行の会員証明書の証明年月日の確認をお願い致します。

自然災害により被害を受けられた方が作成する契約書における印紙税の非課税措置について

今般の能登半島地震で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

去る1月1日の午後4時過ぎ、石川県能登地方を震源とする強い地震が発生しました。この地震の影響で輪島市内では大火災が発生し、また広い地域において家屋が倒壊し、いまだに多くの方が避難所での生活を余儀なくされています。

全中連のホームページ（2月1日付 新着記事）においては、租税特別措置法により平成28年4月1日以降に発生した自然災害により滅失、損壊したために取り壊した建物の代替建物を取得する場合において、その被災された方が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする国土交通省からの周知依頼に対し、これまで同省からの依頼を受けた場合速やかに、掲載・周知を続けております。今回の措置の該当区画は石川県（県内全域）、富山県（氷見市、小矢部市、射水市）、新潟県（新潟市）となっております。ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問合せ下さい。

建築物石綿含有建材調査者講習開催

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、労働安全衛生規則第36条第37号に基づく建築物石綿含有建材調査者講習を去る2月13日（火）～14日（水）の2日間にかけて、一般社団法人東京建設産業組合連合会との共催により東京都豊島区において実施しました。

石綿障害予防規則の改正により、事業者は建築物の解体または改修を行う際は石綿等使用の有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査（石綿則第3条）が令和5年10月1日より義務付けられています。また、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業（石綿則4条）を行う際には、本特別教育の修了者をつかせることが義務付けられていることから、会員団体の要請に応じて順次開催しています。

〈東京都会場〉

開 催 日：

令和6年2月13日（火）～14日（水）

共 催 団 体

（一社）東京建設産業組合連合会

会場・受講者

としま産業振興プラザ・10名



下請代金の支払いにおける手形サイト

手形サイト 60日を超えた場合業法違反に 法令順守ガイドラインに反映の予定

国土交通省では建設工事の下請け代金の支払いに用いられる約束手形について、支払サイト（手形の振出し日から支払期日までの期間）が60日を超える長期手形の交付に関しては、建設業法に違反の恐れがあるとして取り締まりの対象とする方向です。

公正取引委員会は下請代金支払遅延等防止法（以下：下請法）で指導対象とする割引困難な手形の支払サイトの基準を60日超に変更すると決定、建設業法令順守ガイドラインに反映させる予定です。

下請代金の手形の扱いについては、令和3年3月に公正取引委員会及び中小企業庁により手形の支払サイトを60日以内とするよう要請が行われ、おおむね3年以内を目途に支払いサイトが60日を超える手形を下請法の割引が困難な手形等に該当する恐れがあるものとして、指導対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討していました。

現在建設業等では120日の支払サイトを超える長期の手形を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるとして指導しています。

【建設業法上違反となる事例】

建設業法第24条の6第3項では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請負代金の支払いに当たって一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないとされている

建設業の36協定について

社会保険労務士 森 友恵

2024年4月1日から、建設業(工作物の建設の事業)においても、時間外労働・休日労働の上限規制が適用されました。それに伴い、協定届の様式も改正されております。これまで使用していた適用猶予期間中における様式「第9号の4」から、2024年4月1日以降に36協定を締結する場合は、以下の様式で届出しなければなりません。

「災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれる」事業場で

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 月45時間超の時間外・休日労働が見込まれる場合(特別条項あり) | → 様式第9号の3の3 |
| 月45時間超の時間外・休日労働が見込まれない場合(特別条項なし) | → 様式第9号の3の2 |

「災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれない」事業場で

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 月45時間超の時間外・休日労働が見込まれる場合(特別条項あり) | → 様式第9号の2 |
| 月45時間超の時間外・休日労働が見込まれない場合(特別条項なし) | → 様式第9号 |

様式の見た目も名称も似ている為、迷ったり誤った様式を使用してしまう恐れがあります。まずは、災害時における復旧及び復興の事業に従事することが見込まれるかどうか、その次に月45時間超の時間外・休日労働が見込まれるかどうかを確認して、使用する様式を判断してください。

次に36協定を作成する上で、いくつか分かりづらい点(間違いややすい点)がありますので、今一度確認しましょう。

① 時間外労働と休日労働について

労働基準法上、時間外労働とは法定労働時間(1日8時間・1週間に40時間)を超えて労働した時間をいい、休日労働とは法定休日(1週間に1日または4週間に4日)に労働した時間をいいます。36協定で定める限度時間(原則月45時間・年360時間)とは、あくまで時間外労働の限度時間のことであり、休日労働の時間は含まれません。1日の所定労働時間が8時間で土日が休日の週休2日の事業場で、日曜日が法定休日にあたる場合、土曜日(この場合土曜日は所定休日にあたります)に働いた時間は、1週40時間を超える時間外労働分として限度時間に含め、日曜日に働いた時間は含めません。ただし、特別条項を締結する場合の1ヶ月の上限(月100時間未満)及び2~6ヶ月の上限(複数月平均80時間以内)については、法定休日に働いた時間も含めた時間外労働との合計時間となります。

② 災害時における復旧及び復興の事業について

「災害時における復旧及び復興の事業」(労基法第139条第1項)とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業のことをいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。この事業に従事した時間は、時間外労働と休日労働の合計時間である1ヶ月の上限(月100時間未満)と、2~6ヶ月の上限(複数月平均80時間以内)の適用からは除外されます。ただし、時間外労働が月45時間を超えることができる回数は年6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は適用されますのでご注意下さい。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方

有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

技能実習制度の新制度及び特定技能制度の在り方については先月号でも触れましたが、令和4年に発足した「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において改革の検討が始められ、令和5年1月30日最終報告書が関係閣僚会議に提出、そして令和6年2月9日外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、政府の対応が決定されました。

総論として、①現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成労制度を創設する、②現行の企業単独型技能実習のうち、育成労制度とは趣旨・目的を異にするものの、引き続き実施する意義のあるものは、育成労制度とは別の枠組みで受入れを検討する、③特定技能制度については、適正化を図った上で存続させる、となっています。

【課題別項目・抜粋】

1. 外国人の人材確保

育成労制度の受入対象分野は現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく、育成労制度と技能実習制度の趣旨・目的の違いを踏まえ、新たに設定するものとする。

2. 外国人の人材育成

育成労制度は、基本的に3年間の就労を通じた育成期間において、対象となる外国人ごとに育成労計画を定めた上で計画的に特定技能1号の技能水準の人材に育成することを目指すものとし、適正化方策を講じた特定技能制度と連続性を持たせる。

3. 外国人の人権保護・労働者としての権利上の向上

「やむ負えない事情が有る場合」の転籍

育成労制度において、現行の技能実習制度で認められている「やむ負えない事情が有る場合」の転籍については、例えば、労働条件について、労働法理や慣行に照らし、改善状況等を考慮しつつ対象とすることを明示するなど、その範囲を拡大・明確化するとともに手続きを柔軟化するものとして、現行制度下においても、可能な限り速やかに運用の改善を図る。

「本人の意向による転籍」

本人の意向により転籍を行う場合、転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等のうち、転籍後の受入れ機関にも分担させるべき費用については、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討する。

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuhoho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する 有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

1 総 論

- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成労制度を創設。
- 企業単独型技能講習のうち、育成労制度とは趣旨・目的を異なるものの引き継ぎ実施する意義のあるものは、別の枠組みで受け入れを検討。
- 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

2 外国人の人材確保

(1) 受入れ対象分野

- 「特定産業分野」に限定して設定。
- 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。

(2) 受入れ見込数

- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。

(3) 設定の在り方

- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。

(4) 地域の特性等を踏まえた人材確保

- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。

3 外国人の人材育成

(1) 人材育成の在り方

- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。

(2) 人材育成の評価方法

- 以下の試験合格等を要件とする。

就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講

受入れ機関は1年経過時までに同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。

日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野により高い水準を設定可。以下同じ。

特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格

日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格

試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。

特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格／日本語能力B1木目当以上の試験（N3等）合格

(3) 日本語能力の向上方策

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。
- A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

- (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍
 - 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。
- (2) 本人の意向による転籍
 - (1)の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。
 - ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている
 - イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）
 - ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす
- (注1) 当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。人材育成の観点を踏まえた上で1年とすることをを目指しつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。
- (注2) 各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。
- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようするための仕組みを検討。
- 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

5 関係機関の在り方

(1) 監理支援機関・登録支援機関

- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。

(2) 受入れ機関

- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。

(3) 送出機関

- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。

- 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。

(4) 外国人育成労働機構

- 外国人技能実習機構を外国人育成労働機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

6 その他の

- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。
- 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
- 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
- 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。
- 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
- 永住許可制度を適正化。

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事28職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまなりスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様に利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴を開けてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村委会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

- (1) 火災、台風、作業ミス等の自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
- (2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
- (3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
- (4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置き場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プランと一人親方用プランがあります>

- (1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
- (2) 補償の対象となる方
<事業者用プラン>役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。
※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。
<一人親方プラン>一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入隨時受付け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随时受付けています（申込み締切り：毎月20日）。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

ケガ休業・病気入院をカバー 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんに入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を 24 時間補償（仕事中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて 180 日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- **休業療養保険金** 就業不能開始日から 30 日を限度に日額をお支払い
- **手術療養保険金** 休業療養保険金が支払われる場合で、1 事故につき 1 回お支払い
- **入院療養一時金** 休業療養保険金が支払われる場合で、1 泊 2 日以上の入院日数が通算 8 日以上になったときにお支払い
- **長期休業療養一時金** 休業療養保険金が支払われる場合で、30 日間連続して就業不可となり、31 日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- **死亡保険金** 事故によるケガが原因で、事故日を含めて 180 日以内に亡くなられたときにお支払い
- **後遺障害保険金** 事故によるケガが原因で、事故日を含めて 180 日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために 1 泊 2 日以上継続して入院したとき、30 日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の“**ケガ休業+病気入院プラン**”を是非ご検討ください
病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の 2 種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約 9 % 安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは 1 名以上、ケガ休業・病気入院プランについては 2 名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは 80 歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは 69 歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も随時受付します（申込み締切り：毎月 20 日）。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



インボイス記載事項のチェック・その他のアドバイス

必要な事項は記載されていますか？

国税庁

令和6年2月

インボイス記載事項チェックシート

インボイス

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 発行者の氏名又は名称 | <input type="checkbox"/> 税抜又は税込価額の合計額(税率ごとに計算) |
| <input type="checkbox"/> 登録番号 | <input type="checkbox"/> 適用税率(10%又は8%) |
| <input type="checkbox"/> 取引年月日 | <input type="checkbox"/> 消費税額等(税率ごとに計算) |
| <input type="checkbox"/> 取引の内容
(軽減税率対象なら、その旨) | <input type="checkbox"/> 宛名 |



組織変更届出書の提出について

賛助会員の皆様におきましては、「賛助会員（建設事業者）入会申込書」により入会のお申込みを行って頂いております。入会後会社（会社名、代表者、所在地等）に変更が有った場合には「組織変更届出書」を速やかに当会までご提出頂きますようお願い致します。

①下記事項に変更が有った場合、「組織変更届出書」の提出をお願い致します。

- | | | |
|-------|--------|------|
| ・会社名 | ・代表者 | ・所在地 |
| ・電話番号 | ・FAX番号 | |

②変更があった日から14日以内に事務局へ郵送またはメール（PDF／カラー）でお送り下さい。

③法人においては履歴事項証明書（3ヶ月以内に発行したもの。写し可）を添付して下さい。

※「組織変更届出書」の書式は当会ホームページの「入会について」のページ中に掲載しております。

※ご不明な点は、事務局（03-5651-7301）までお問合せ下さい。